

* 就学援助費支給額と支給時期の変更について

1 事業の概要

「長久手市就学援助費事務取扱要綱」の一部を改正し、支給額と支給時期を変更します。

2 改正理由及び内容

- (1) 就学援助支給額は、文部科学省要保護児童生徒援助費補助金の単価額をもとに決定していますが、「新入学児童生徒学用品費」について、増額改定されることから、市の就学援助費についても、同様に改定をします。
- (2) 援助費目「校外活動費（宿泊を伴うもの）」の支給額について、実際に必要となる額に対して十分ではないため、上限なしの実費とします。
- (3) 支給時期について、保護者負担を軽減するため、「新入学児童生徒学用品費」は7月末日から5月末日までに支給、「校外活動費（宿泊を伴うもの）」、「修学旅行費」は、実施学期の学期末支給から額の確定後速やかに支給することに変更します。

3 就学援助費新旧対照表 裏面のとおり

4 施行期日

平成29年4月1日

就学援助費対象費用等一覧(新旧対照表) (平成29年4月1日から)

		新		旧	
援助する費用		金額		金額	
名称		小学校	中学校	小学校	中学校
①	学用品費	11,420 円	22,320 円	11,420 円	22,320 円
②	通学用品費	2,230 円		2,230 円	
③	校外活動費 (宿泊なし)	1,570 円	2,270 円	1,570 円	2,270 円
④	校外活動交通費 (宿泊あり)	実費		3,620 円	6,100 円
⑤	修学旅行費	実費		実費	
⑥	給食費	実費		実費	
⑦	生徒会費	なし	実費	なし	実費
⑧	PTA会費	実費		実費	
⑨	新入学児童生徒学用品費	40,600 円	47,400 円	20,470 円	23,550 円

※支給方法

保護者の口座に振込みします。振込みは、新入学児童生徒学用品費は5月末日、校外活動交通費(宿泊あり)及び修学旅行費は額の確定後速やかに、その他の費用は、年3回各学期末に行います。